

【7】介護保険給付事業について

1. 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランについて

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の改正により、平成30年10月から厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、介護支援専門員は当該ケアプランの届出が必要になりました。

なお、本改正は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から利用者にとってより良いサービスとすることを目的としており、サービス利用を制限するものではないことを申し添えます。

○厚生労働大臣が定める回数（1月あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※上記回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含まれません。

○届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をしたケアプランに、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

※サービス内容の見直し時期（介護認定の更新又は変更、長期目標の見直し、生活援助の回数変更など）に提出が必要です。ただし軽微な変更（利用日変更など）は除きます。

【例1】10月に作成したもの→11月末日までに届出が必要

【例2】1月末に2月以降のケアプランを作成したところ、2月分は厚生労働大臣が定める回数を下回っていたが、3月分は厚生労働大臣が定める回数を上回った場合、介護支援専門員は、2月末に作成した第6表及び第7表を既に作成済みのケアプランと併せて、3月末までに提出が必要となります。

○提出書類

(1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書

(2) アセスメント表（基本情報を含む）の写し

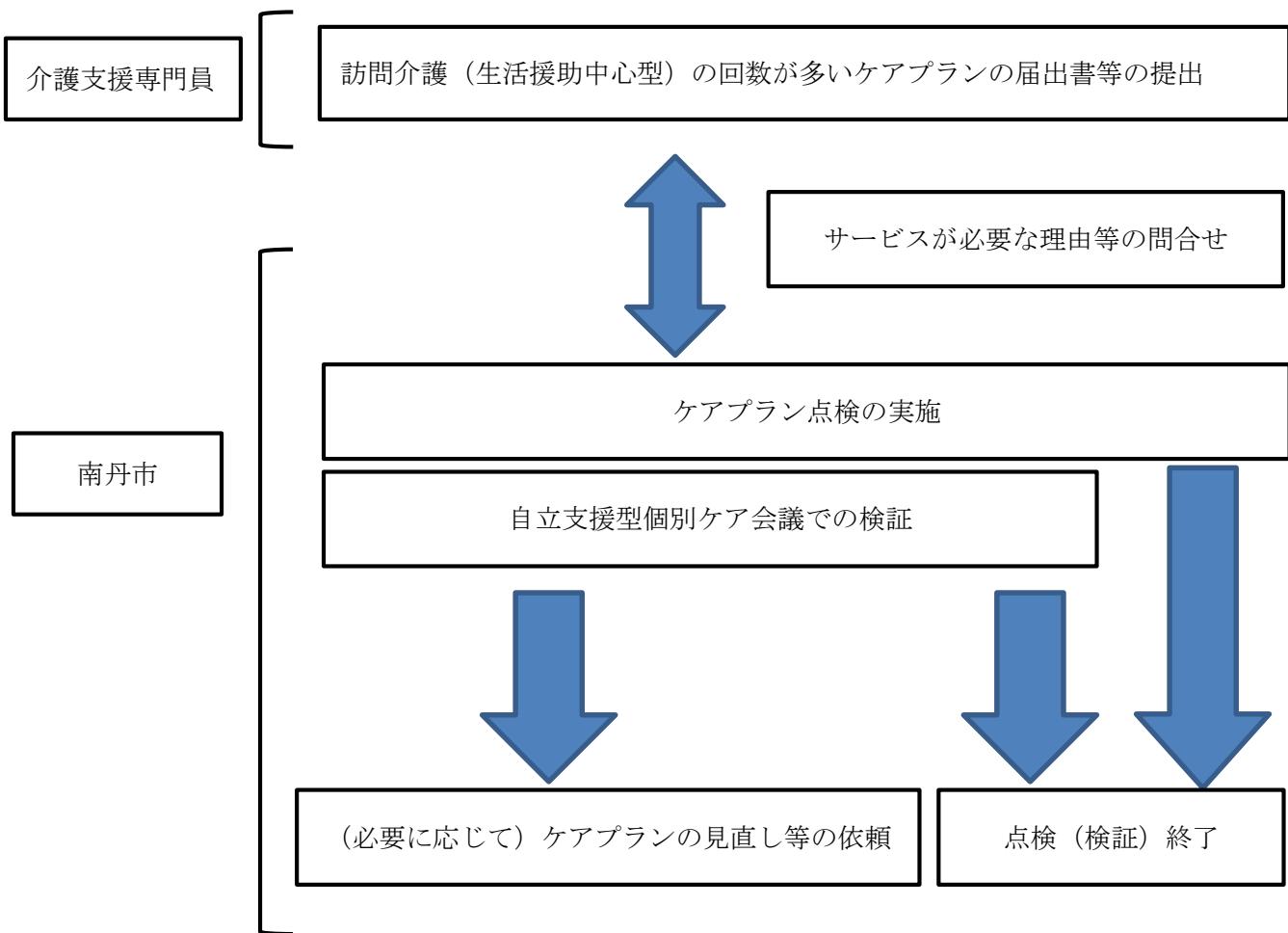
(3) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※居宅サービス計画書「第1表」は利用者へ交付し署名があるもの

※居宅サービス計画書「第5表」は生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみで可

(4) 訪問介護計画書の写し ※訪問介護事業所から提供を受けたもの

南丹市における訪問回数の多いケアプランの届出に対するフロー図



令和3年10月以降

居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の合計単位数が区分支給限度基準額に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。

抽出基準

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書

南丹市長様

年 月 日

事業所名							
所在地							
電話番号							
介護支援専門員氏名	印						

フリガナ				被保険者番号								
被保険者名												
生年月日	年 月 日			性別	男・女							
住 所	〒 電話番号											
居宅サービス計画作成日	年 月 日			認定期間	年 月 日～ 年 月 日							
計画作成の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 区分変更 <input type="checkbox"/> 計画変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）											
訪問介護（生活援助中心型）の回数 ※該当する区分の欄に回数を記入	要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5						
	基準回数	27回	34回	43回	38回	31回						
	計画上の回数	回	回	回	回	回						
基準回数以上となつた理由 ※居宅サービス計画に詳細な理由が書かれている場合は概要のみ記入												
提出書類 ※□にチェック	<input type="checkbox"/> アセスメント表（基本情報を含む） <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書（1）「第1表」（利用者へ交付し、署名があるもの） <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書（2）「第2表」 <input type="checkbox"/> 週間サービス計画表（3）「第3表」 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の要点「第4表」 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援経過「第5表」（生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみで可） <input type="checkbox"/> サービス利用票「第6表」 <input type="checkbox"/> サービス利用票別表「第7表」 <input type="checkbox"/> 訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供を受けたもの）											

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末までに提出してください。

2. 住宅改修について

介護保険の住宅改修は、要介護者等の自立した日常生活を支援するため、手すりの取付けや段差の解消といった小規模な改修に対して、20万円を上限に費用の保険相当額分を支給するものです。

○対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、床または通路面の材料変更
- ④扉の取替え
- ⑤和式便器から洋式便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の改修に附帯して必要な工事

○支給限度額

同一住宅につき20万円

(※利用者負担1割又は一定所得者については2割または3割)

○事前申請

- ・住宅改修については、必ず事前申請が必要になります。
- ・理由書については、入院等の有無や、限度額超過時の説明・同意確認欄のほか、令和3年度からリハビリ職の意見欄を追加しています。ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

○理由書の書き方について

- ・住宅改修によって生活の動線や日常生活をどう変えたいと思っているのか（特に何を希望しているか）また、その効果を記載する。
※階段に手すりや廊下に横手すりを設置する場合などは、なぜ必要なのか、普段の状況や困っていること、改修がどのように必要で、どんな効果があるのか等を詳しく記載してください。
- ・利用者や家族のみの希望だけを取り入れた住宅改修では、自立支援としての効果が十分に得られないことがあります。あくまでも利用者の自立支援を目標とし、利用者・家族・住宅改修業者・理学療養士等と相談し、自立阻害となるような過剰な改修とならないように注意してください。
- ・改修前・改修後の状況がわかる写真は必ず日付が入っていることを確認してください。
(カメラの日付機能を利用するか、日付などを記載したボードと一緒に撮影すること。)

○改修完了

- ・提出日・着工日・完成日・改修費用の記載をして、提出をお願いいたします。

住宅改修が必要な理由書(P1)

留意点

<基本情報>

利用者	被保険者番号	01000000001	年齢	〇〇歳	生年月日	明治大正昭和 18年1月1日	性別	■男 □女
	被保険者氏名	南丹 太郎	要介護認定(該当に○)	要支援	要介護 1・2			
	住所	南丹市園部町小桜町47番地						

現地確認日	令和〇〇年〇月〇〇日	作成日	令和〇〇年〇月〇〇日
所属事業所	〇〇居宅介護支援事業所		
作成者	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)		
氏名	〇〇〇〇		
連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

保険者	確認日	令和 年 月 日	評価欄	<input type="checkbox"/> 適切な改修である (特記事項)	<input type="checkbox"/> 適切な改修ではない	福祉用具について、住宅改修前と改修後に利用状況がどうのようになるかを想定して記載する。 例)手すり欄: 住宅改修で手すりを設置することにより、福祉用具貸与の手すりは利用しなくなると想定した場合。
	氏名					

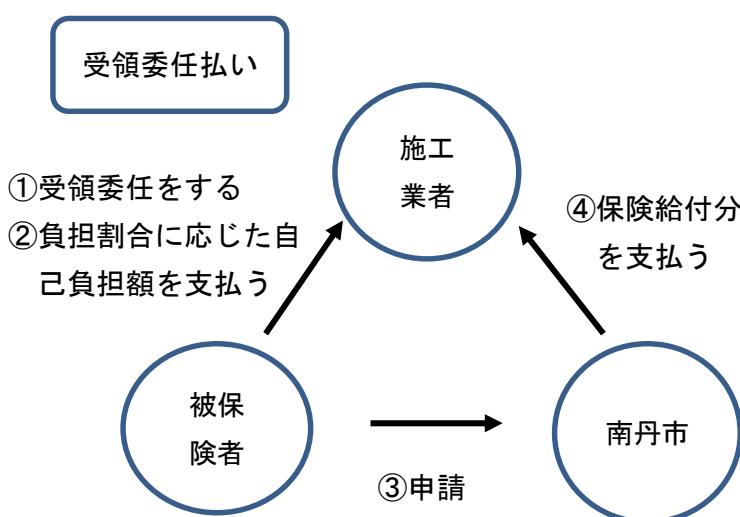
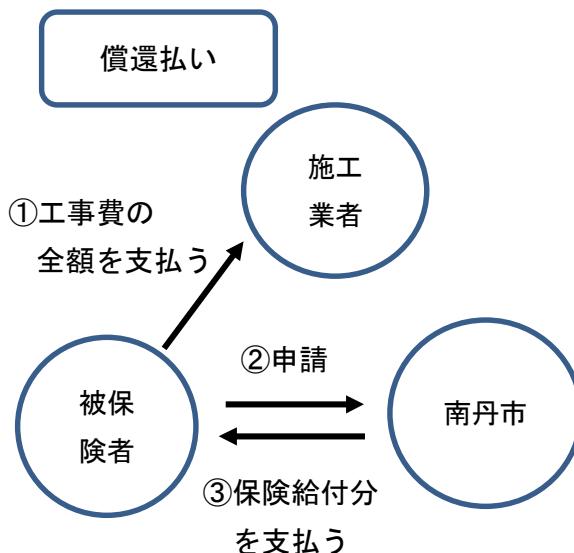
<総合的状況>

利用者の身体状況	移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況などを記載する。 屋内及び屋外での移動方法(自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記載する。 事前申請時に、入院・入所中の有無と入所・入院中の方は退所・退院予定日を記載してください。	(※入院・入所中の有無: 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>)	(退院・退所予定日:) (退院・退所日:)	事前申請時に、入院・入所中の方は、 改修完了後の申請時に 、退院・退所した日を記載してください	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後	
介護状況	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記載する。							
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の動線や住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか(特に何を希望しているか)また、その効果を記載する。 (注)特に、階段に手すりや廊下に横手すりを設置するなどは、なぜ必要なのか、普段の状況や困っていること、改修がどのように必要で、どんな効果があるのか等を詳しく記載してください。 ・利用者や家族のみの希望だけを取り入れた住宅改修では、自立支援としての効果が十分に得られないことがある。あくまでも利用者の自立支援を目標とし、利用者・家族・住宅改修業者・理学療養士等と相談し、自立阻害となるような過剰な改修 							
	※限度額超過の場合、利用者に説明・同意 : <input checked="" type="radio"/> 液 <input type="radio"/> 未				利用者の住宅改修の上限額を超過している場合、本人や家族に説明し、同意の確認が出来ているか。			

<受領委任払について>

受領委任払制度は、被保険者の委任に基づき、被保険者が自己負担分（1～3割と支給限度基準額（20万円）を超える場合はその分）を工事施工業者に支払い、保険者から工事施工業者に保険給付分を支払うものです。この制度は、被保険者の一時的な負担を軽減し、住宅改修を利用しやすくすることを目的としています。

①償還払いと受領委任払いの違い



②受領委任払制度の対象者

以下の要件をすべてみたしている方

- ・南丹市の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けていること。
- ・給付制限等に該当していないこと。
- ・受領委任払制度を活用することに工事施工業者の同意が得られていること。
- ・生活保護の給付を受けていないこと。

③受領委任払制度の申請

- ・申請書について、償還払制度の様式と異なりますので、間違えずに記載してください。
- ・住宅改修費支給申請書（受領委任払用）の受取人欄は、工事施工業者に記入をしてもらってきてください。
- ・決定通知書については申請者に直接送付致しますので、着工前に必ず内容を確認してくださいますようお願いします。

※別紙の『■受領委任払制度の申請の流れ』を参照してください。

④工事内容の変更時

- ・事前申請時と工事の内容が変更になった場合は、工事内容変更届を提出する必要がありますので、工事内容が変更になる場合は、まず高齢福祉課へ相談をしてください。

⑤自己負担額

- ・住宅改修に要する費用のうち、負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）が自己負担となります。
- ・ただし、介護保険住宅改修費支給限度基準額を超えて住宅改修に要した費用については、被保険者の全額自己負担となります。

⑥住宅改修の負担割合の基準日

- ・住宅改修費の支給については、負担割合に基づいて行いますが、その基準日については、領収書発行日時点の負担割合となります。
- ・南丹市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）決定通知書に自己負担（予定）額の欄がありますが、負担割合証の更新により、事前申請時と負担割合が変更になった場合については、自己負担額・支給額が異なりますのでご注意ください。

⑦改修完了

- ・提出日・着工日・完成日・改修費用の記載をして、提出をお願いいたします。

※領収書に利用者負担額と総額の記載がされていることをご確認ください。

3. 軽度者の福祉用具貸与について

- ・要支援1、2及び要介護1の方は、その状態から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できません。(要介護2及び3の方も含まれる用具もあります。)
- ・しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については、例外的に給付が認められています。
- ・したがって、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を十分に確認、検討することが必要になります。

○例) 特殊寝台及び同附属品の貸与の場合

- ・表1を見ると、「日常的に起きあがりが困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」が例外給付の対象になる状態像であることがわかります。つまり、基本調査1-4もしくは1-3が「できない」になっていれば保険給付の対象になり得ます。

・(軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱い見直しの概要)

別紙1

1. 例外給付の対象 (平成18年4月からの規定であり、平成27年4月以降も継続)

要支援1・要支援2及び要介護1の者は、その状態像から見て以下の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できないが表1に該当する者について例外的に給付を認める。

表1(第94号告示第31号のイ 別表) 平成27年4月~

貸与種目	状態像	認定調査の結果
イ. 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがりが困難な者	1-4 「3.できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3.できない」

表1で特殊寝台の状態像を確認↑してから、
利用者の認定調査(マークシート)↓で確認する。



起き上がりについて、「できない」になっているため、この場合は理由書の提出は不要になります。

○注意事項

- ・福祉用具が必要な理由書に計画有効期間を記載する欄がありますが、その欄には福祉用具を貸与する期間を記入してください。(最大1年) 介護保険の認定有効期間ではありません。
- ・理由書の提出を忘れた場合、提出以前に遡っての給付は不可とし、利用者の自費負担となりますので、ご注意ください。
- ・ケアマネジャーの交代等の理由により、理由書の提出忘れが散見されます。上記のとおり提出以前に遡っての給付は不可ですので、今一度確認をお願いいたします。

作成日	令和元年5月1日		計画有効期間(1年)令和元年 5月分から令和2年 4月分まで				
被保険者 氏名	南丹 太郎		計画有効期間欄については、福祉用具を貸与する期間を記入してください。 ※認定有効期間ではありません。 計画有効期間は最大1年間です。		護 理 介 護 1 ○	要支援 1 要介護1 ○	
住所	南丹市小桜町47番地				済	・未・不明	
種目	イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	品名	ミオレットII 2モータータイプ、 HRオリジナルマットレス、サイドレール KS-1610			該当	別紙添付
医学的所見	(i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者					要
	(ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者				○	要
	(iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者					要
福祉用具貸与に関する意見	職種	氏名	意見 微収方法	作成・確認日	意見		別紙添付
	主治医		意見書	年 月 日	意見書やケアマネジメント等の書類で同じ内容のものがあれば添付に○をつけてコピーの添付で可		○
			聴取り	年 月 日	医師がサービス担当者会議に出席する場合は当日の確認でも可		
	PT		意見書	年 月 日			
			聴取り	年 月 日			
	その他		意見書	年 月 日			
	その他		聴取り	年 月 日			
サービス担当者会議			出席者名				
開催日	年 月 日		福祉用具専門相談員、主治医の出席が望ましいが欠席の場合は事前確認で可				
アセスメント							
福祉用具の貸与を必要としている理由 利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 現在の身体状況と福祉用具の使用状況について そのほかのサービス・福祉用具の利用状況について 						
福祉用具の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を利用するしない時と比べ、自立した生活ができ、生活行為の幅が広がる内容等を記載する 主治医から得た情報や、サービス担当者会議等の結果を踏まえたケアマネジャーの意見 						
申請確認欄	<input checked="" type="checkbox"/> 理由書 <input checked="" type="checkbox"/> 認定調査票(マークシート)(写) <input checked="" type="checkbox"/> 医学的な所見の確認書類(医師に聴取した所見の記録、主治医意見書(写)、診断書(写)) <input checked="" type="checkbox"/> サービス担当者会議の記録(写) <input checked="" type="checkbox"/> ケアプラン 第1表、第2表(介護予防プラン(1)(2))(写) <input checked="" type="checkbox"/> 貸与する福祉用具のパンフレット(写可)						

特殊寝台及び特殊寝台付属品の貸与について上記の内容より、医学的所見 (ii) に該当し 必要 と判断します。

事業所名・担当居宅介護支援専門員氏名

○○事業所 ○○ ○○ 印

4. ケアプラン点検について

平成30年度より、南丹市ではケアプラン点検を実施しております。

京都式ケアプランガイドラインを基にケアプラン点検と、講師の方によるテレビ会議方式です。

また、事業所や介護支援専門員につきましては、定期的にケアプランの自己点検を行っていただきたいと思います。定期的に自己点検を行うことで、ケアプランについて考える機会となり、ケアマネジメントの質の向上を図ることができますことを目標としています。

○目的

ケアプラン点検は、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行う。

○点検方針

利用者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を送るために、地域包括ケアシステムの構築を進め、多様なサービス主体が連携して利用者を支援できるよう、適切なケアマネジメントを行うことが重要となる。その中核を担う介護支援専門員の皆様の更なる資質向上の観点から、南丹市では、「京都式」ケアプラン点検ガイドラインを活用することで、評価基準を明確にし、自己点検（介護支援専門員）と他者点検（南丹市高齢福祉課）が同じ視点で評価できるようにし、不適切な部分を指摘するのではなく、介護支援専門員と保険者が共に理解し、ケアプラン作成技術向上に努められるようにする。

○留意点

- ・ケアプランの第1表～第3表については、利用者等の意向や援助の方針、長・短期目標等が記載されており、非常に重要な部分です。利用者によって様々な課題（体調面、住環境、家庭環境等）があると思いますが、長・短期目標が似たような目標になっている。（例：「安心・安全に～」「穏やかに～」）
- ・短期目標については、利用者一人ひとりに合わせた具体的な目標を立てることで、利用者の意欲向上や生活の質の向上につながり、自立支援・重度化防止になると考えています。
また、毎月のモニタリングとつながる重要なものです。場所・内容・頻度などを示すことで、介護支援専門員としてモニタリングの評価がしやすくなると思います。
ケアプランの作成時には、利用者に対して具体的な目標を作成していただき、個性のあるケアプランを作成していただきたい。
- ・第2表の援助内容に、家族を含むインフォーマルサービスやセルフケアが位置付けられているか。ケアプランはサービスのみを記載するだけではなく、日常生活で利用者が自分で行うことや家族が支援していることを記載し、家族や本人が自分の役割が確認できるようにしてください。

第5回

ケアプラン点検を実施します

ケアプラン点検は、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

◎日 時 令和4年11月24日（木） 11：00～16：00

◎場 所 南丹市役所 3号庁舎 第4会議室

◎講師の方とテレビ会議形式

ケアプラン点検数は、1人×2ケアプランの8ケアプラン（4事業所）

◎テレビ会議形式ケアプラン点検の参加事業所

- ・ケアプラン点検をしていただく事業所につきましては、後日、依頼文を送付させていただきます。

ご協力をよろしくお願いいたします。

